

西教総第241号
令和2年5月1日

保護者 各位

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校の再延長について（お知らせ）

日頃から学校における感染症対策の取組にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本町においては町立の幼稚園、小学校、中学校において一斉臨時休園・休校を実施し、感染症終息後の教育活動の再開に備えているところですが、いまだ終息の気配は見えません。

沖縄県においても緊急事態宣言が発出され、県立高校では臨時休校期間の再延長が決定されました。そのような状況を踏まえ、本町でも町立幼稚園及び町立小中学校の臨時休校措置の再延長を下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

保護者の皆様のご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 臨時休校延長期間

小中学校 : 令和2年5月7日(木)～5月20日(水)
幼稚園 : 令和2年5月11日(月)～5月22日(金)

※なお、臨時休校の終期は緊急事態措置に係る沖縄県実施方針により変更することもあります。

2 始業式及び入学・入園式

小学校 始業式 : 令和2年5月21日(木) 午前 ※給食なし
入学式 : 令和2年5月22日(金) 午前 ※小2～6は授業開始のため給食あり
中学校 始業式 : 令和2年5月21日(木) 午前 ※給食なし
入学式 : 令和2年5月21日(木) 午後
※5月22日(金)から全学年(中1～3)で授業開始・給食あり
幼稚園入園・進級式 : 令和2年5月25日(月) 午前 ※給食なし

3 臨時休校期間中の留意事項

(1) 県内の状況は刻々と変化し、対応も刻々と変わる可能性があります。その際は各学校メールやホームページ、町ホームページ等でお知らせいたします。

※学校メーリングサービスへの登録と定期的なホームページの確認をお願いします。

(2) 臨時休校措置の延長に伴い、これまで以上の感染防止対策をお願いします。

① 不要不急の外出は避け、外出後は必ず手洗い、うがいをさせてください。

② 朝晩のお子様の体温測定や、風邪症状の有無など、健康観察をお願いいたします。

③ 規則正しい生活をさせてください。(起床・就寝・学習・適度な運動等)

(3) 学校から配布された教科書やワーク、プリント等を使い、家庭学習を行わせてください。

(4) 部活動、スポーツ少年団の活動も休止とします。